

第5章 職員厚生

浜田地区広域行政組合職員安全衛生管理規程

平成17年9月30日

訓令第4号

改正 平成18年10月13日 訓令第8号 平成26年3月31日 訓令第4号

浜田地区広域行政組合職員安全衛生管理規程（平成9年訓令第15号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 浜田地区広域行政組合に常時勤務する職員をいう。
- (2) 所属長 課長（管理者の指定する職員を含む。）をいう。

（事務局長の責務）

第3条 事務局長は、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、事務局長及び所属長の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

（作業主任者の設置）

第6条 管理者は、法第14条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第6条に規定する作業について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）別表第1の上覧に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる

資格を有する作業主任者を選任する。

（作業主任者の職務）

第7条 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他省令で定める業務を行う。

（安全衛生推進者の設置）

第8条 職員の安全管理に関する業務を行うため、安全衛生推進者を置き、総務課長及び介護保険課長の職にあるものを充てる。

（安全衛生推進者の職務）

第9条 安全衛生推進者は、次の各号の業務を行う。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) その他職員の安全衛生に必要な業務に関すること。

第3章 職員の就業に当たっての措置

（安全衛生教育）

第10条 管理者は、職員を採用したときは当該職員に対し、省令第35条第1項に基づき、次の各号に定める事項について従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。ただし、政令第2条第3号に掲げる業種の事業場の職員については、第1号から第4号までの事項についての教育は省略することができる。

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱いに関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4) 作業開始時の点検に関すること。
- (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- (7) 事故時における応急措置及び退避に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる職員については、当該事項についての教育を省略することができる。

3 管理者は、危険又は有害な業務で、省令第36条に定めるものに職員をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第4章 健康診断

（健康診断の種類）

第11条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。

- (1) 採用時の健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特別健康診断

（健康診断の実施）

第12条 健康診断の受診対象者、検査項目及び検査回数は別表第1に定めるとおりとし、その実施に関して必要な事項は事務局長又はその指定した者が別に定める。

（受診の義務）

第13条 職員は、指定された期日又は場所において、健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事務局長に提出したときは、この限りでない。

2 前項において、検査項目の一部に該当する場合は、当該項目を省略して健康診断を実施する。

3 健康診断の所定日にやむを得ない理由により受診できない職員は、その理由がなくなったときは、前条に規定する受診項目について医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事務局長に提出しなければならない。

（健康診断結果及び記録の作成）

第14条 事務局長は、第11条の規定による健康診断（前条各項による健康診断を含む。）に基づく個人表を作成し、5年間保存しなければならない。

（健康診断の結果報告）

第15条 事務局長は、第11条に定める健康診断を行ったときは、その結果を管理者に報告するとともに、必要な場合は所属長を通じて職員に通知するものとする。

第5章 療養及び出勤等の手続

（療養の指示）

第16条 管理者は、前条に規定する報告があった場合において、職員の健康の確保のため必要があると認められるときは、医師の意見を聴き、その意見に基づき、別表第2に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、所属長にその指示の内容を通知するものとする。この場合において、要療養の指示をする者については、その療養に必要な期間（以下「療養期間」という。）についても併せて指示するものとする。

（療養の義務）

第17条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び医師の療養指導に従い、療養に専念する等、健康の回復に努めなければならない。

（復職等状況報告）

第18条 所属長は、復職した者又は出勤を承認された者等で、一定の期間観察を要すると認める者については、その状況を事務局長に報告しなければならない。

第6章 健康の保持増進

（職場環境の維持管理）

第19条 所属長は、快適な職場環境の形成を図るため職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（精神衛生）

第20条 所属長は、精神疾患のため、職員の融和、生活指導、身上相談、適正配置等に努めるとともに精神疾患の疑いのある者を発見した場合には、医師と協議の上、受診の勧奨等適切な措置を講じなければならない。

（健康相談）

第21条 安全衛生推進者は、職員から健康について相談を受けた場合は適切な指導、助言を行わなければならない。

（健康の保持増進のための措置）

第22条 所属長は、職員の健康保持増進を図るため、スポーツ、レクリエーション等の活動の促進に努めなければならない。

第7章 防疫等の措置

（防疫）

第23条 所属長は、その管理する庁舎等において感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に定める病をいう。以下同じ。）又は食中毒が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、直ちに消毒等必要な措置を講じなければならない。

（感染症等発生時の届出）

第24条 職員は、自己又は同居中の者が感染症又は食中毒に罹患したときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

（業務従事後の健康管理）

第25条 所属長は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を執り、職員の健康管理に万全を期さなければならない。

- (1) 業務従事後、職員に身体異常の有無を確認させること。
- (2) 洗身、洗眼、うがい、保温等を励行させること。

2 所属長は、職員が業務等において、感染症疾病に罹患のおそれがあると認められる場合には、

消毒の実施、医師の診察等必要な措置を講じなければならない。

第8章 雑則

（適用の特例）

第26条 臨時又は非常勤の職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取り扱うものとし、健康診断の実施については、事務局長が別に定める。

（秘密の保持）

第27条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月13日訓令第8号）

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

健康診断検査項目及び検査対象者

| 種別 | 対象者 | 検査項目 | 回数 | 備考 |
|-------------|-------|---|-----------|--|
| 1 採用時健康診断 | 新規採用者 | 1 既往症及び家族歴の調査 2 身長・体重・胸囲・呼吸縮長の差・色神・視力・聴力の検査 3 胸部X線検査 4 ツベルクリン反応 5 血圧測定並びに尿及び血液検査 6 その他 | 採用時 1回 | ・採用前3か月以内に医師による健康診断を受け、検査項目に該当する結果を証明する書面を提出したときは除かれる。 |
| 2 定期健康診断 | 全職員 | 1 問診・既往症・自覚症及び生活歴 2 身長・体重・視力及び聴力の検査 3 胸部X線検査 4 血圧測定並びに尿検査 5 血液検査（貧血） 6 医師による診察 | 年1回 | ・採用時健康診断を受けた者については省略することができる。 ・X線検査については本人の申出により必要に応じて省略することができる。 |
| 3 特別健康診断 | | | | |
| (1) じん肺健康診断 | 該当職員 | 1 作業歴・既往歴調査 2 胸部X線直接撮影 | 3年に 1回 | ・旧浜田清掃第一処理場に勤務した職員及び浜田市が管理する浜田市不燃ごみ処理場に勤務する職員（1年以上勤務した職員を含む。） |

| | | | | |
|--------------|----------|--|-------|--|
| (2) 騒音業務健康診断 | 該当職員 | 1 作業歴・既往歴調査 2 聴力検査 | 3年に1回 | ・旧浜田清掃第一処理場に勤務した職員並びに浜田市が管理する浜田市不燃ごみ処理場及び浜田浄苑に勤務する職員 |
| (3) 人間ドック | 希望者 | 1 身体計測 2 呼吸器系・循環器系・消火器系 3 血液検査 4 腎機能・肝機能・糖尿病 5 眼科系 6 婦人科系 | | ・市町村職員共済組合により実施 |
| 3 臨時の健康診断 | 全職員又は該当者 | ・発生し、又は発生するおそれがある感染症等 | 随時 | |

別表第2（第16条関係）

| 区分 | 指示区分 | |
|-----|------|---|
| 勤務面 | 要療養 | 勤務を休む必要のある者（病休又は休職） |
| | 要軽業 | 勤務に制限を加える必要のある者 職務、職場の制限 時間単位の休暇 時間外勤務、出張の制限 |
| | 要注意 | 勤務をほぼ正常に行ってよい者 時間外勤務、出張の制限 |
| 医療面 | 要治療 | 医師による直接の医療行為（化学療法、外科手術等）を必要とする者 |
| | 要観察 | 医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を受ける必要のある者 |